

労働者派遣法に基づく情報提供について

労働者派遣法第23条5項の規定に基づきマージン率について情報提供を行います。

なお、情報提供は2024/3/1～2025/3/31の数値になります。

4.派遣対応社員の賃金の平均額

マージン率

(1) マージン率とは・・・

派遣先から受け取る派遣料金に占める、派遣料金と派遣社員に支払う賃金の差額の割合のことです。

※マージンには、社会保険料・雇用保険料・福利厚生費や教育訓練費などが含まれます。

(2) マージン率の算出方法

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣社員の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \times 100$$

(3) 当社マージン率 $\text{給与原価率} - 100\% = \underline{\hspace{2cm}} 27.54\%$

労使協定の締結の有無	労使協定の対象となる派遣労働者の範囲
有	全ての派遣労働者
協定の有効期限の終期	2025年3月31日